

仕 様 書

1 件名

入院患者等 Wi-Fi 設置運営事業に係る貸付

2 契約期間

契約締結日から令和18年9月30日まで

(運営期間は令和8年10月1日から令和18年9月30日まで)

3 貸付物件

市立甲府病院 (山梨県甲府市増坪町366番地)

3～6階 病棟及びデイルーム (ただし、4階西病棟は除く)

2階 血液浄化療法室 外来通院治療室

4 事業内容

患者が、病室、デイルーム、血液浄化療法室及び外来通院治療室において Wi-Fi を利用できるよう、当院が施設を事業者へ貸し付け、事業者は貸し付けを受けた場所において Wi-Fi 環境の構築、提供及び運営管理を行う。

5 設備

(1) Wi-Fi 設備等

ア 利用者が安心安全、快適に接続できるものであること。また、インターネットからの申し込みや自動販売機等、利用者自らが容易に申込及び契約解除、利用停止できる方法とし、当院職員への業務負担が発生しないこと。

イ 当院の既設のネットワークとの混線や、業務用 PHS・医療機器への電波干渉を避けるため、既存ネットワーク事業者等と調整を行うこと。

ウ パスワード以外にワンタイムパスワードを設ける等、一定の期間で利用ができなくなる仕組みを構築すること。また、一つのワンタイムパスワードで接続できる台数を設定できること。

エ 上記ア～ウを実施するために、必要に応じてネットワーク工事等を行い、機器を設置すること。設置機器は種別ごとに機種を統一すること。既存施設の改修等においては、施工内容等を当院担当者及び工事施工者と十分に打合せを行った上で、当院と積極的に連携を図り、確実な事業の立上げを行うこと。

(※電気・建築・空調・衛生・機器等の施工図及び竣工図、ネットワーク構成図、ネットワーク配線図を事前に提出すること。)

オ 機器の搬入設置やネットワーク工事等にかかるスケジュール表を提出すること。

カ Wi-Fi 電波強度を調査し、全ての病室エリア、デイルーム、血液浄化療法室、外来通院治療室で安定して Wi-Fi 受信が可能とすること。

キ 総務省「Wi-Fi 提供者向けセキュリティ対策の手引き」を考量していること。

ク 無線の規格として IEEE 802.11ax に対応していること。

ケ Wi-Fi 環境サービス提供に必要なインターネット接続用回線（光回線、データ受信最大 1Gbps ベストエフォート）及びプロバイダを提供し、必要な設定や配線作業を行うこと。

コ LAN ケーブルは、カテゴリ 6 以上の規格とし、LAN ケーブルの色は、「白（類似の色を含む）」とすること。また、LAN ケーブルには、線名札（識別タグ）等を使用すること。

サ ネットワーク構築後は、ネットワーク構成図、LAN 配線系統図、ネットワーク機器設定表、導入機器一覧（ファームウェアバージョン情報含む）、無線 LAN 電波調査報告書、機器操作説明書を提出すること。

シ ネットワーク構築後、運用期間内に前項の提出文書の内容に変更が生じた場合には改版を行い、当院に提出すること。

ス 機器のファームウェアの更新を行うこと。

（2）機器の入替等

ア 契約期間中に破損・故障等により機器の入替が必要となった場合は、当院と調整し事業者の負担で実施すること。

イ 契約期間満了、または取り消しがあった場合は、事業者の負担で速やかに原状回復を行うこと。ただし、当院と協議の上、機器の全部または一部について、撤去しないことも可能とする。この場合、残された機器の所有権は当院へ帰属するものとする。

ウ 本契約満了に伴い事業者が交代する時は、当院及び新規事業者を含めて十分協議の上、利用者に支障を来さないよう円滑に入れ替えを行うこと。

6 利用料

（1）Wi-Fi の利用契約及び料金徴収は同意式とし、利用者と事業者間で直接締結すること。また、その運用方法に関して当院は関与しないこととする。

（2）Wi-Fi の利用料金は、病棟は、1 日（24 時間）200 円（税込）以下とすること。その他長期間（10 日を上限とする）の利用等を想定した複数料金の設定をする場合も 200 円/日以下とすること。また、血液浄化療法室、外来通院治療室については、半日（6 時間程度）100 円（税込）以下とすること。

（3）特別室 2 室は、利用料金を無料とすること。

（4）利用料金の状況を適切に管理し、月次にて収納額や利用件数、トラブル・対応一覧等を当院に報告すること。

（5）利用規約を作成し、当院の合意を得ること。

7 貸付料

事業者は、入札により提示した貸付料に、消費税及び地方消費税を加算した金額を、貸付料として当院に納付すること。なお、支払方法は当院の指示に従うこと。

8 事業者の費用負担

次の費用は事業者が負担すること。

- (1) 事業実施にあたり必要な機器、消耗品等にかかる費用
- (2) インターネット回線費用、プロバイダ料金
- (3) 事業実施にあたり必要な工事にかかる費用
- (4) 機器やネットワーク等の維持管理にかかる費用
- (5) 破損・故障等による機器の入替にかかる費用
- (6) 原状回復に要する費用
- (7) 本契約満了に伴う機器等の撤去、次期事業者に対する引継ぎにかかる費用
- (8) 問い合わせ・トラブル対応（損害保障対応を含む）に要する費用
- (9) 利用者の受付、契約、料金徴収に関する費用

9 管理メンテナンス・問い合わせ対応

- (1) 利用に関する案内のパンフレットや利用者説明書等は事業者で用意し、専用の問い合わせ窓口の電話番号を記載すること。また、利用者への配付については、当院職員の業務負担とならないよう、当院と協議の上で行うこと。
- (2) メンテナンスを行う場合は、事前（概ね 1 ヶ月前）に、メンテナンス内容、実施範囲、時間帯などについて当院に申し入れ、当院の許可の上で実施すること。ただし緊急メンテナンスが必要な場合はこの限りではない。
- (3) 関連機器の故障、修理に対応するためメンテナンス及び苦情等に対し休日・夜間を問わず迅速に対応すること。
- (4) メンテナンス体制やトラブル・苦情対応の体制、緊急連絡体制について、当院に届け出ること。変更等があった場合は、速やかに当院に報告すること。
- (5) 利用者からの苦情または相談を受けた際には、その内容の軽重を問わず速やかに対応すること。
- (6) 接続トラブル発生時はリモートメンテナンス等で迅速に対応し、原因究明と復旧を行うこと。
- (7) 設置物件に対するトラブル等については、全て事業者の責任において対応すること。接続トラブル等で利用できなかった時間があった場合には、利用者の不利にならないよう、返金等の適切な対応をとること。
- (8) 発生したトラブルや利用者からのクレーム・対応については一覧化し、月次で当院に報告・提示すること。
- (9) アクセスログについて、取得・保持し、当院の必要に応じて提示すること。

10 その他

- (1) 事業者は、本事業を他に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、その業務の一部について、あらかじめ書面により当院の承諾を得たときは、この限りではない。
- (2) 事業者は、本事業の履行にあたって個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取り扱いには十分注意し、漏えい、滅失または毀損の防止、その他個人情報の保護に最大限の

配慮をもって行うこと。

- (3) 事業者は、本事業の履行にあたっては、業務上知りえた秘密を漏らし、または自己のために使用してはならない。本事業終了後も、同様とする。
- (4) 契約締結後に不正行為が明らかになった場合は、契約を解除する。
- (5) 当院使用に際し、当院に損害を与えた場合は速やかに賠償をしなければならない。
- (6) 本事業の開始及び運用維持保守に関する定期的な打ち合わせを実施すること。また議事録も作成し、当院に提出すること。
- (7) 本仕様書記載のほか、疑義が生じた場合及び定めのない事項については、その都度当院と協議の上で決定するものとする。
- (8) 貸付料について、当院の入院患者数等が大幅に増減した場合は、両者協議の上、適切な貸付料を再度設定できることとする。